資料№16	厚生消防常任委員会　所管事務報告資料 令和8年10月6日【子ども未来部 幼児保育課】

多子世帯の保育料軽減拡大について

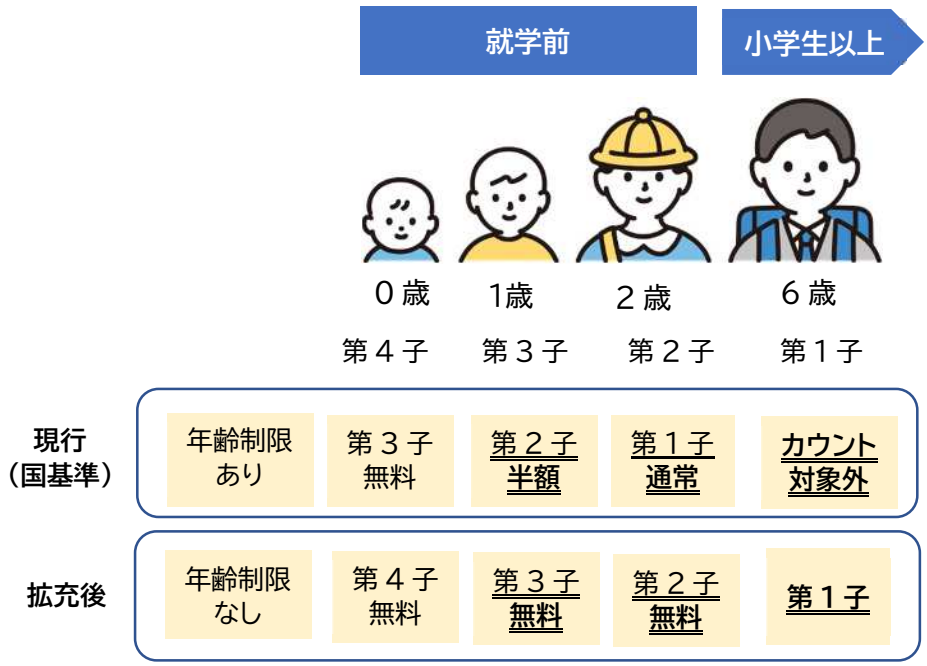
1. 概要

本市では、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳以上児の保育料を無償化するとともに、世帯収入およそ 640 万円未満の3歳未満児の第 2 子の保育料を無償化している。令和 9 年度から多子世帯の更なる負担軽減に向け、第 2 子保育料無償化を開始する。

2. 拡充内容

第2子無償化の対象範囲を世帯収入およそ 640 万円以上相当世帯（D11～D19 階層）に拡大するとともに、その適用にあたって、小学校就学前の範囲とする年齢制限（同時入所要件）を撤廃する。

※（例）D11 階層以上の場合



3. 今後のスケジュール予定

日　程	内　容
令和8年10月～	在園児を対象に事前調査票を配布
11月～	● 恵庭市社会福祉審議会児童福祉専門部会 ● 広報えにわ等、新年度新規入園案内と同時周知 ● 在園児を対象とした手続きを開始
12 月～1 月	システム改修
令和 9 年4月	多子世帯の保育料軽減拡大開始